

知識は  
かなり

# My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入  
光り堂町 420 京都インペリアルビル 4 階



弁護士政次

## ごあいさつ

まだ夜は肌寒い日が多いですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。事務所を移転して、大過なく一月が過ぎました。これも皆様のおかげだと感謝しております。より一層業務に邁進していく所存ですので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、今回は、従来から争いのある非嫡出子（ひちやくしゅつし）の相続分について、近時重要な高裁の判断が示されたところでもあるので、検討してみましよう。

平成24年5月

弁護士 **政次秀夫**  
事務局 川端広美・井上はるみ

## 非嫡出子の相続分を考える

(問) 非嫡出子の相続分とは何ですか。

(答え) 非嫡出子とは、婚姻関係にない男女間に生まれた子どものことを言います。そして、非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の半分と定められています（民法900条4号ただし書前段）。この民法の規定が、憲法に違反して無効ではないかが従来から争われており、平成7年7月5日には最高裁が憲法違反ではないという判断を下しましたが、それ以降も裁判上争われています。

(問) 最近、非嫡出子の相続分規定は違憲だという判断が大阪高裁でなされたそうですが（平成23年8月24日決定）、どういう内容ですか。

(答え) 本決定は、嫡出か否かで区別することは、本人の意思によっては左右できないし、非嫡出子に対するいわれない差別を助長する結果になりかねないことを考慮すれば、慎重に検討する  
(右上へ)

ことが必要であるとししました。そして、同規定を合憲だとした平成7年7月5日の最高裁決定以後、法制審議会における相続分平等化等の内容とする答申、我が国における婚姻、家族生活、親子関係における実態の変化や国民意識の多様化、市民的及び政治的権利に関する国際規約28条1項により設置される委員会の意見、諸外国における国際的な差別撤廃の進捗等、国内的、国際的な環境の変化が著しく、相続分平等化を促す事情が多く生じていること等を考慮すれば、法律婚を尊重するとの本件規定の立法目的と嫡出子と非嫡出子の相続分を区別することが合理的に関連するとはいえず、このような区別を放置することは立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたとして、本件規定を違憲無効だと判断しました。本件は最高裁に特別抗告されずに確定しておりますが、今後の立法の動向に影響を与える可能性のある注目すべき裁判例といえます。個人的には、早急な立法的解決が望まれるところです。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止  
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊦)